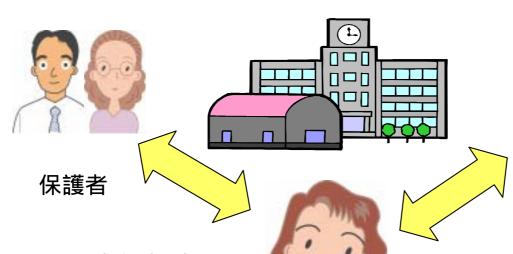
事 業 名	スクールカウンセラー活用事業補助
主管課及び 関係課 (課長名)	(主管課)初等中等教育局児童生徒課(課長:坪田 眞明)
施策目標及び 達成目標	施策目標2-2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応 達成目標2-2-4 全国の公立中学校において、全ての生徒が専門的な教育相談を 受けることができる体制を整備する。
事業の概要	本事業は、児童生徒の不登校や問題行動等の対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置して、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行うものである。 平成16年度予算で8,500校の配置を平成17年度に約1万校(3学級以上の公立中学校)へ拡充し、公立中学校の全ての生徒がスクールカウンセラーに相談できる環境整備の補助を行うものである。
予算額及び 事業開始年度	平成17年度概算要求額:4,605百万円(平成16年度予算額:4,200百万円)事業開始年度:平成13年度
事業開始時に おいて得よう とした効果	本事業は、児童生徒の不登校や問題行動等の対応のため、「心の専門家」による教育 相談体制を整備することを目的としており、問題行動等への適切な対応が図られるとい う効果が現われることを予定していた。
得られた効果	いままでの、調査研究を通じて、後掲のような効果が得られるとともに、こうした 効果を上げていく上で次のような「専門性」、「外部性」が必要であることが確認され た。
	スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への専門 的な助言・援助を行うことから、臨床心理に関して高度の「専門性」を有しているこ とが必要である。
	とが必要である。 児童生徒等が気兼ねなく相談できるためには、学校の教員以外の者であるという 「外部性」を確保することも必要である。 その成果については下記のとおりである。 学校全体
	スクールカウンセラーの助言により、家庭、関係機関との連携の下、学校全体で生徒 指導に取り組めるようになった。 児童生徒・保護者
	スクールカウンセラーが、教員とは異なり、成績の評価などを行わない第三者的な存在であるため、児童生徒・保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けることができた。 教員
	スクールカウンセラーの助言を受けることにより、児童生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童生徒の様々な悩みに関し、適切な対応をとることができるようになった。
	・協力を図る上でスクールカウンセラーの助言が効果的であった。
	こうしたことにより、全体として、配置校では暴力行為や不登校の発生が抑制されており、量的データを見ても、平成12年度からスクールカウンセラー配置後の14年度にかけての発生状況は、
	暴力行為は全国平均15.5%減に対して配置校は19.8%減 不登校は全国平均2.4%減に対して配置校は4.0%減 となっている。
	平成14年度においては、6,572校にスクールカウンセラーが派遣され、不登校や問題行動に対して学校として適切な対応ができる体制が整備された。
得ようとする 効果	本事業は、児童生徒の不登校や問題行動等の対応のため、 達成年度 「心の専門家」による教育相談体制を整備することを目的と
NO SIZ	しており、すべての学校にスクールカウンセラーを中心とし た日常的な教育相談体制を整えていく。
必要性	児童生徒の問題行動等の状況は、平成14年度において、不登校児童生徒数は約13 万人1千人、暴力行為の発生件数は約2万9千件、いじめの発生件数は約2万2千件に 上るなど、憂慮すべき状況にある。
	│ こうした、児童生徒の問題行動等に対応するためには、子どもたちの悩みや不安を受 │け止めて相談に当たることが大切であり、従来の「指導的」側面のアプローチだけでは

不十分であることから、外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実 を図ることが、国としての喫緊の課題となっている。 また、関係分野の専門家等からなる「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」 において、少年の凶悪事件の分析等が行われた結果、児童生徒の心のサインを見逃さず 早期に対応することが重要であり、そのためにはすべての児童生徒がスクールカウンセ ラーに相談できる体制を整備していくことが必要である旨の提言がまとめられおり(平 成13年4月)昨年3月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」がとりまとめ た「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」においても出来るだけ早期に全 ての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる機会を設けていくことが適当である と提言されているところである。 平成15年度実績評価では、「概ね順調に進捗」しており、 得られた効果にもある ように一定の効果が伺える。よって、引き続き拡充に努め、より一層の相談体制の整備 を推進する必要がある。 文部科学省では、平成7年度から、臨床心理士などの児童生徒の臨床心理に関し高度 効率性 に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置してきたところで ある。 この事業は、調査研究委託事業であったことから、配置に関する経費は全額国庫負担 であった。これを地方公共団体の全額負担とすると、財政力の格差等から地域格差が生 じ、全国的な教育水準の維持向上に重大な支障を来すおそれがあるため、平成13年度 からスクールカウンセラーの配置を補助事業(1/2)として実施することとした。これにより、各地方公共団体の財政力の格差に関わらず、スクールカウンセラーの配置を進めることが可能になり、全国的な教育水準の維持向上を図ることができる。 うしたことにより、平成15年度においては、6,941校にスクールカウンセラ - の配置が推進されているところである。 配置校における不登校や問題行動の発生状況の推移を比較し、効果を検証する。 また、生徒・保護者・教員等に対して当該事業の有効性について、アンケート調査を 効果の把握の 仕方 行う。 (検証の手順) 有 「 得られた効果」にあるとおり、これまでの「スクールカウンセラー活用調査研究 委託事業」実施により、スクールカウンセラー配置校では暴力行為や不登校の増加が抑 制されており、本事業では、スクールカウンセラーの配置が進むとともに、全国レベル 得ようとする 効 効果の達成見 込みの判断根 で、同様の効果が得られると判断できる。 拠(判断基準) 補助事業であることについて、スクールカウンセラーの有効性は認めても財政的な理由からその配置が進まない地域が現われるなど、スクールカウンセラーの配置に地域格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上に重大な支障を来たす恐れがあること、国は地 公平性、優先 性 方公共団体における教育条件整備についての支援の役割を担っており、生徒指導につい ても、その充実を図り学校教育の一層の発展を期するとともに、現下の児童生徒の問題

行動について緊急かつ積極的な対応を行うためである。

## スクールカウンセラー活用事業補助

学校のカウンセリング機能の充実を図るため、都道府県 等が行う、臨床心理士など「心の専門家」であるスクールカウ ンセラーの活用に関する調査研究に対して補助します。





学校の先生

助言·援助

子どもへの接し方についての 助言・援助

講演会·研修活動等

スクールカウンセラー

子どもへの接し方について の助言・援助 カウンセリング技法等につい ての研修活動 等

等

助言·援助



「心の専門家」によるカウンセリングルームでの個別のカウンセリング

休み時間や放課後の声かけなど日常的な場面での相談活動